第８期計画（令和３～５年度）から整備分

地域密着型サービス（小規模多機能型居宅介護）整備事業者

公募要領

令和５年７月

阿久比町民生部健康介護課

1　公募の趣旨

阿久比町では、「第８期阿久比町高齢者福祉計画・介護保険事業計画（令和３年度～令和５年度）に基づき、地域密着型サービス事業所の整備を進めています。

本公募は、広くより質の高い地域密着型サービスを町民の皆様に提供する事業候補者を募り、事業計画等の内容について審査し、計画的に対象事業者の選定を行うものです。

2　公募を行う地域密着型サービス事業の種類

（1）　小規模多機能型居宅介護施設（サテライト型小規模多機能型居宅介護施設も可）

施設の種類	定員数	整備数	整備区域
小規模多機能型居宅介護	登録定員 29 人（サテライト型の場合は 18 人）	1 か所	町内全域

3　整備時期

第８期計画から第９期計画（予定）中（令和６年度補助金予定）

4　応募できる事業者の資格要件

(1)　法人格を有する者であって、介護保険法第 78 条の 2 第 4 項各号、第 115 条の 12 第 2 項各号に定める欠格事項に該当しないこと。

(2)　阿久比町暴力団排除条例（平成 23 年阿久比町条例第 20 号）に規定する暴力団等を排除するための下記に該当しないこと。

① 代表者及び役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員である。

② 暴力団員等が事業活動を実質的に支配している。

③ 親会社等が前 2 号のいずれかに該当する。

④ 暴力団員等を雇用又は使用している。

⑤ 暴力団員等に金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を提供している（第 1 号から第 3 号までの各号に該当する団体等に提供

している場合を含む。）

⑥ 代表者及び役員等が暴力団員等と密接な交際その他の社会的に避難されるべき関係を有している。（第 2 号と第 3 号に該当する団体等の代表者及び役員等の交際等を含む。）

(3) 国税及び市区町村税を滞納していないこと。

(4) 公募にあたり、不適切と疑われる行為をしないこと。

(5) 既に介護施設を運営している法人については、これまでの町の指導監査における指摘事項について、改善が図られていること。

5 応募の要件

(1) 都市計画法などの各種関係法令を厳守すること。

(2) 計画予定地が都市計画法等の各種関係法令の規制にかかる場合は、公募申請までに関係部署との協議調整を終え、確実に建設できる状況にしておくこと。

特に次の事柄については十分な事前確認をお願いします。

◎農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地区域からの除外（建設経済部産業観光課）

◎農地法に基づく農地転用（建設経済部産業観光課）

◎都市計画法に基づく開発許可等（建設経済部建設環境課）

◎土壌汚染防止条例に基づく許可手続き（建設経済部建設環境課）

確認の結果、整備が困難と判断された場合又は、計画地の変更を要する場合、応募書類の提出をお断りすることがあります。

(3) 施設を整備する土地及び建物は、運営法人が所有権を有すること、又は取得が見込まれること。もしくは賃貸借契約の締結が確実であること。

6 整備等への補助

整備等に係る補助金は、愛知県の「地域医療介護総合確保基金」を財源とした阿久比町の補助金を交付する予定です（ただし、町単独の補助制度は導入しません。）。

それ故、必ず補助金が受けられるとは限りませんので、補助金が受けられなくても整備が出来る場合のみ応募をしてください。

また、補助金の協議を行う場合には、手続きの進捗状況によって着工の時期が遅れる場合があるほか、実際に交付されることとなった場合には、財産処分等の条件が付されます。

※　地域医療介護総合確保基金

整備年度の愛知県介護施設等整備事業費補助金交付要綱に準じます。

（参考）

・施設整備費補助金

小規模多機能型居宅介護　　３３，６００千円（予想額）

・開設準備費補助金

小規模多機能型居宅介護　　８３９千円（予定）×宿泊定員数

なお、阿久比町独自で補助金等に上乗せ交付する予定はありません。

７　地域密着型サービス事業者の選定方法

(1)　事業者の決定方法

① 事業者の決定は、「地域密着型特定施設小規模多機能型居宅介護事業選定委員会」による審査に基づき、町長が決定します。

② 審査方法は、書類審査及び面接（提案内容の説明）審査とする。

③ 事業者の応募がない場合及び事業者が決定しなかった場合は、再度公募を行う場合があります。また、審査の結果「決定事業者無し」とする場合があります。

(2)　審査の手順

書類審査では、応募申込書及び開設提案書による公募参加意思の確認、資格審査等を行います。面接審査では、応募者による提案説明により、本事業に対する理解度・考え方、運営体制等を総合的に評価する審査を行います。

(3)　審査結果の通知

審査結果は、文書で通知します。

(4)　事業者の公表

決定した事業者の名称等は、町のホームページで公表します。

８　応募手続き

応募する事業者は、あらかじめ応募の意思がある旨を町へお知らせしていただき、協議のうえ次の申込書等を提出してください。なお、提出された書類は、理由の如何を問わず返却等しませんので、ご了承ください。また、応募に関する費用については、すべて申込事業者の負担とします。

(1)　提出書類

① 応募申込書（事業者に関する提出書類一覧）

② 事業実施提案書（事業実施提案に関する提出書類一覧）を提出してください。

※上記の①②ほか、町が必要と認める場合は追加の書類提出を求めることがあります。

(2) 申込書等様式

阿久比町民生部健康介護課窓口⑪で直接受け取るか、阿久比町のホームページよりダウンロードしてください。

(3) 提出期間

令和５年７月２５日（火）から９月１５日まで（金）まで

午前９時から午後５時まで受付（土曜日・日曜日・祝日は除く）

また、郵送による受付はいたしませんので、ご来庁をお願いします。

(4) 提出場所

〒４７０-２２９２　知多郡阿久比町大字卯坂字殿越５０番地

阿久比町役場民生部健康介護課　介護保険係

庁舎１階　⑪番窓口

電　話　　０５６９－４８－１１１１（内線１１３１）

ＦＡＸ　　０５６９－４８－０２２９

E-mail　　kaigo@town.agui.lg.jp

(5) 提出部数

正本１部　副本５部

副本のうち１冊は町の印刷用原稿とするため、インデックスを付けず綴じこまず、コピーしやすいものを用意してください。

９　応募書類の取扱いについて

(1) 応募書類の著作権

応募書類の著作権は、応募者に帰属します。ただし、本町が審査に必要な場合、無償で使用できるものとします。

(2) 応募書類の返却及び公表

提出された書類は返却しません。

なお、審査に必要な場合を除き、公表については応募者の意見を聴き可否を判断するものとします。

(3) 応募書類の差替え等

提出期間経過後における書類の差替え及び追加提出、再提出は認められません。ただし、審査に必要な範囲で、本町から書類の追加又は差替えが求められることがあります。

(4)　虚偽記載

応募書類に虚偽の記載を認めた場合は、応募を無効とするとともに所要の措置を取ることがあります。

(5)　応募費用等

応募に要する費用は、応募者の負担とします。また、選定後の事業計画の頓挫又は選定されなかったことによる損害等について、本町は責任を負いません。

(6)　応募の辞退

応募後に辞退する場合には、辞退届（任意様式）を提出してください。なお、選定後の辞退、整備時期の変更等については、第８期阿久比町介護保険事業計画・高齢者福祉計画に基づく施設整備の進渉に甚大な影響を及ぼすものであるため、応募にあたっては事業の実現性について慎重な検討をお願いします。

１０　応募に係る注意事項

(1)　禁止事項

応募者は、公募期間中に本公募に係る情報を知り得る者との接触、応募者間の情報収集、応募の意思のない者をして応募に関する質問をする等、不適切を疑われる行為が厳に慎んでください。

(2)　公募で整備する施設について

本町の公募における事業者選定は、応募した事業者が整備から運営まで適切に行えるかを総合的に判断して選定するものです。公募により整備した施設を運営開始後に譲渡等をすることは原則できませんので、十分検討の上、応募してください。

(3)　選定後の計画変更について

やむを得ない事情によるもの以外の大きな計画変更等は認められません。審査資料として提出のあった内容に変更が生じた場合については、随時本町に協議をお願いします。また、開発許可が得られない、施設の開設が選定された整備年度から大きく遅延する等、重大な変更が生じた場合については、選定を取り消す場合があります。

(4)　介護保険法上の指定について

開設の２カ月前まで（例えば令和７年２月開設の場合は令和６年１２月２７日まで）に、介護保険法に基づく指定申請を行ってください。指定にあたり、特に人員要件を満たさない等の事由により、指定が出来ず開設が遅延するような事態とならないよう、十分な確認・準備をお願いします。

１１　応募書類の作成要領

(1)　基本的事項

1 応募書類の作成にあたっては、なるべく詳細かつ具体的に記載してください。

2　様式による作成の場合において、行数が不足する場合は、適宜追加してください。

3　様式による作成に追加してフローチャート等の図を貼り付け、補足資料として添付していただいても結構です。ただし、説明に替えてマニュアルや参考書等の一部を添付するのみの方法は認めません。

(2)　応募様式の各様式について

1　様式３に添付する役員名簿について

・介護保険法に掲げる欠格事項に該当する場合は、応募は無効となります。

・略歴については、介護関連のほか医療保健事業に係る内容であれば、その内容について記載してください。

2　納税証明書について

・法人の納税証明書の写しを提出してください。

・国税（法人税、消費税及び地方消費税）の納税証明書については、税務署様式その３の３により提出してください。

・市区町村税（法人町民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税）の納税証明書については、法人町民税は本社がるある市区町村で、それ以外は阿久比町で、それぞれ直近２年度分の証明を受け提出してください。

(3)　計画地及び周辺状況写真

・住宅地図を利用するなど詳細に場所が分かるようにしてください。

・複数方向からデジタルカメラ等で撮影し、予定場所の現況及び四方の周辺状況が分かるようにしてください。